

日本専門医機構認定

サブスペシャリティ領域 新専門医制度

～新制度開始までの手順～

一般社団法人 日本専門医機構

各種委員会の名称と役割

(詳細は細則を参照)

• サブスペシャルティ領域連絡協議会

(細則1-1)

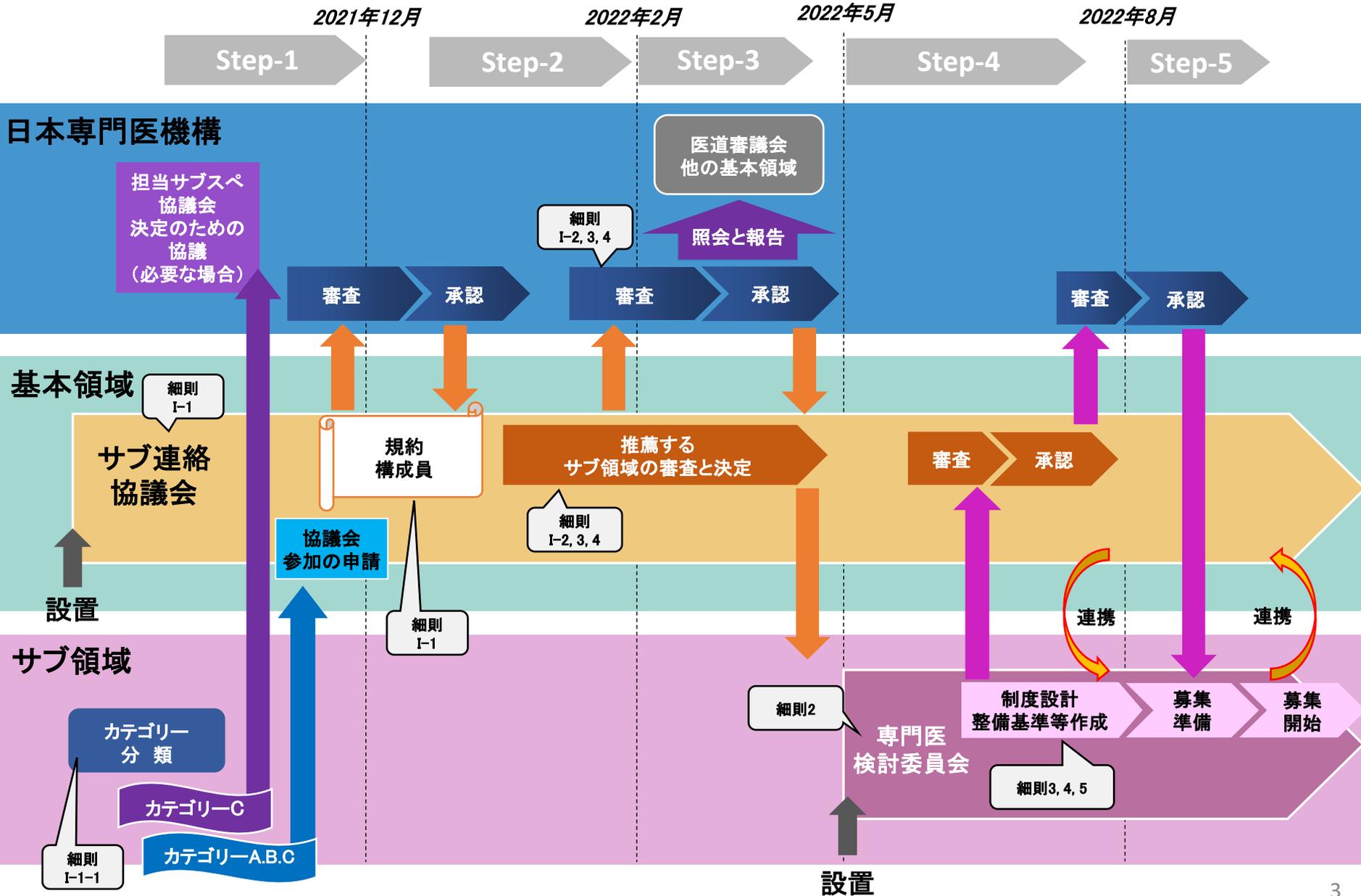
- 基本領域(または専門医機構内)に設置される。
- 基本領域が関係するサブスペシャルティ領域の専門医制度の検討と調整とを行う会議体。
- 略称: 例) 内科サブスペ連絡協議会 (案)

• サブスペシャルティ領域専門医検討委員会

(細則2-2)

- サブスペシャルティ領域を主体に設置される。
- そのサブスペシャルティ領域専門医制度を扱う会議体。
- 略称: 例) 消化器内科領域検討委員会 (案)

タイムライン



ステップ①...基本領域学会が行うこと(2021年12月20日締切り) 基本領域サブスペ領域連絡協議会の設置

各基本領域
サブスペ連絡協議会を設置する。

協議会委員構成(例)

- ・ 基本領域で専門医制度に精通する委員*若干名
- ・ (参加が予定される)サブスペ領域が推薦する委員
- ・ 日本専門医機構の委員
- ・ その他の第三者(例:有識者や患者団体代表など)委員若干名

協議会規約策定

- ・ 協議会の役割と機能、ならびに運用について定義する。
- ・ 基本領域の専門医制度に寄与するサブスペ制度を目指す。
- ・ 専門医制度による基本領域とサブスペ領域との連携について示す。
- ・ 協議会に参画可能なサブスペ領域を合理的に示す基準を提示する。
- ・ 協議会委員構成について定義する。
- ・ 規約改廃についての規定を含める。

協議会規約(案)と委員構成(案)を日本専門医機構に提示
日本専門医機構はこれを審査後に承認

*: ある特定のサブスペ領域に偏った意見を有する委員は不適格。参加予定されるサブスペ領域の専門医でないことが望ましい。

ステップ①' (①と同時並行)・・・サブスペ領域が行うこと

1) 提出する基本領域を決める(2021年12月16日締切り)

2) 調査票を作成し、基本領域の連絡協議会へ提出(2022年1月21日締切り※)

※領域により締切が異なる場合があるため、提出する領域へ確認

機構認定専門医制度を目指すサブスペシャルティ領域(学会等の団体)
その専門医制度が

- ・ 認定基準に合致しているか否かを自己点検
- ・ どのカテゴリーに当てはまるかを判断

カテゴリーA(ある基本領域専門医の占める割合が70%以上)

→ その基本領域のサブスペ連絡協議会に(参加可否は協議会判断)

※他に10%以上の領域がある場合はその領域の承認を求めること。

カテゴリーB(ある基本領域(X)専門医の占める割合が50%以上)

→ もしも他の基本領域(Y)専門医が30%以上を占める場合、X領域のサブスペ協議会に参加意向であることについて、Y領域の承認を求める(不承認の場合、専門医機構とX,Y領域とが協議)

※さらに他に10%以上の領域がある場合はその領域の承認を求めること。

→ 上記の承認後、X領域のサブスペ協議会に(参加可否は協議会判断)

カテゴリーC(上記のA,Bに該当しない)

→ 担当する基本領域を決め、他の基本領域のすべてが承認する(10%以上)

→ 上記の承認後、担当基本領域のサブスペ協議会に(参加可否は協議会判断)

→ 担当領域が決まらない場合は、機構と関係領域とが協議する

ステップ②…基本領域サブスペ連絡協議会での協議 推薦・承認する領域の調査票を機構へ提出する(2022年2月18日締切)

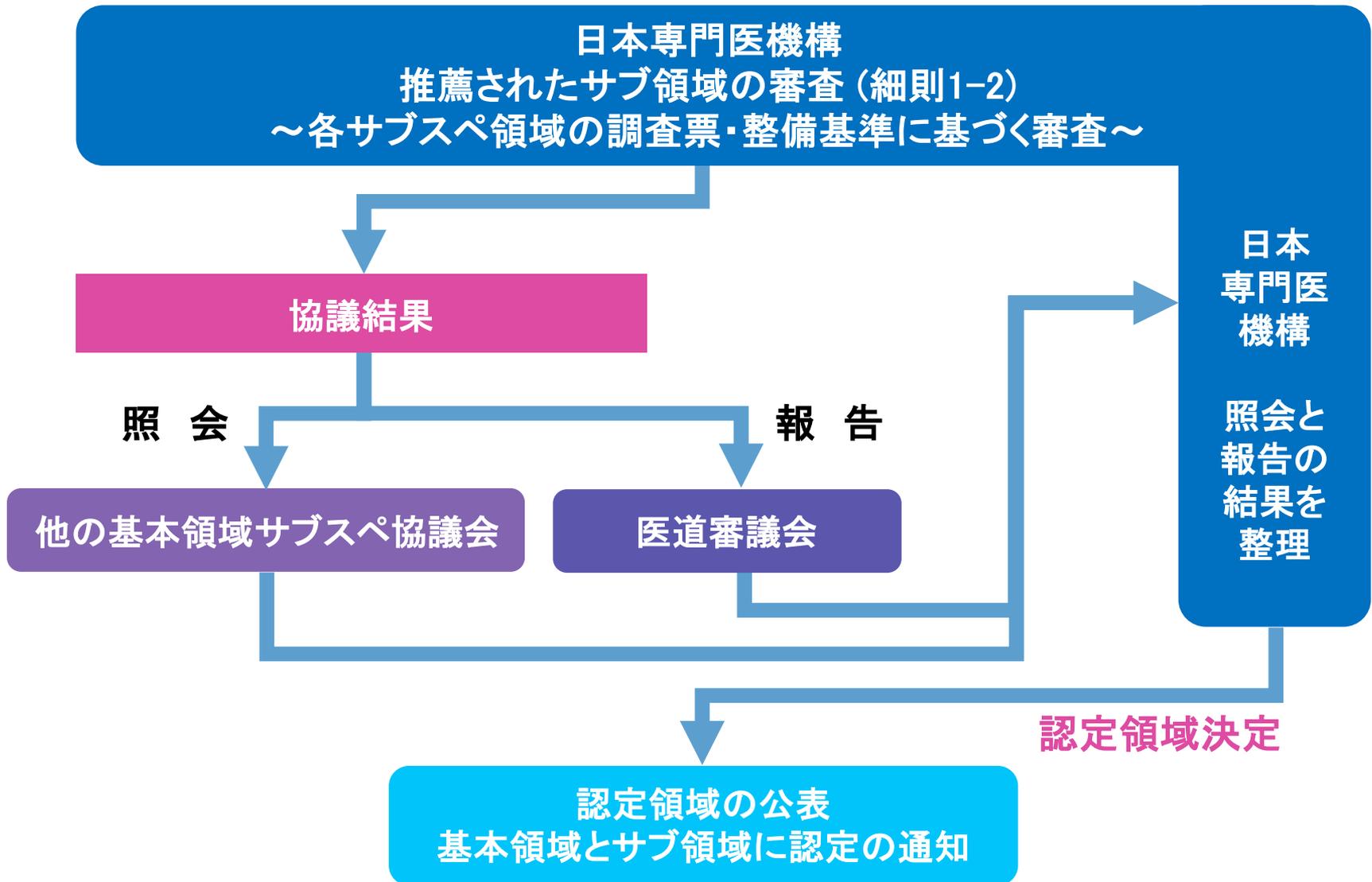
各基本領域サブスペ連絡協議会
以下の協議(細則1-1)。

日本専門医機構に認定推薦するサブスペ領域の審査

- 基本領域とサブスペ領域との専門医像の調和
- 基本となる専攻医の受入れ方針
- 基本領域とサブスペ領域の専門研修カリキュラム(研修項目)の調和
- 適切な研修方式(連動・通常・補完)
- 推薦する基準が合理的で、市民感覚で厳選
(医道審議会での承認事項になることを強く意識して決定すること)

日本専門医機構にサブスペ領域を申請
(研修方式と研修方略を明示)
審査に必要な各種資料(調査票など)はサブ領域から受け付ける

ステップ③・・・日本専門医機構による審査・認定



ステップ④・・・サブスペ領域専門医検討委員会の設置(2022年5月以降)

承認されたサブ領域
専門医検討委員会を設置(細則2-2, 3)。

委員会委員構成

サブ領域の委員に以下を加える。

カテゴリーA: 基本領域推薦委員*若干名

カテゴリーB: 30%以上の専門医を有する基本領域が推薦する委員*

カテゴリーC: 関係する複数(3領域以上)の基本領域が推薦する委員*
日本専門医機構の委員(サブスペ側で調整してください。)

*: ある特定のサブスペ領域に偏った意見を有する委員は不適格。
そのサブスペ領域の専門医でないことが望ましい。

サブ領域専門研修整備基準等の作成(サブ領域が中心となって)

- ・専門医像 ・到達目標 ・研修方略 ・研修期間
- ・専攻医受け入れ方針 ・研修の質保証
- ・指導医指定基準 ・研修施設要件 ・指導医と研修施設の質担保
- ・地域医療に対する方策
- ・PDCA方針 など

日本専門医機構及び基本領域サブスペ領域連絡協議会の承認

ステップ⑤・・・機構認定サブスペ領域専門医制度開始(2023年4月以降)

